

依存症等対策について

＜依存症等＞

- ・ 依存症及びアルコール健康障害

＜アルコール健康障害＞

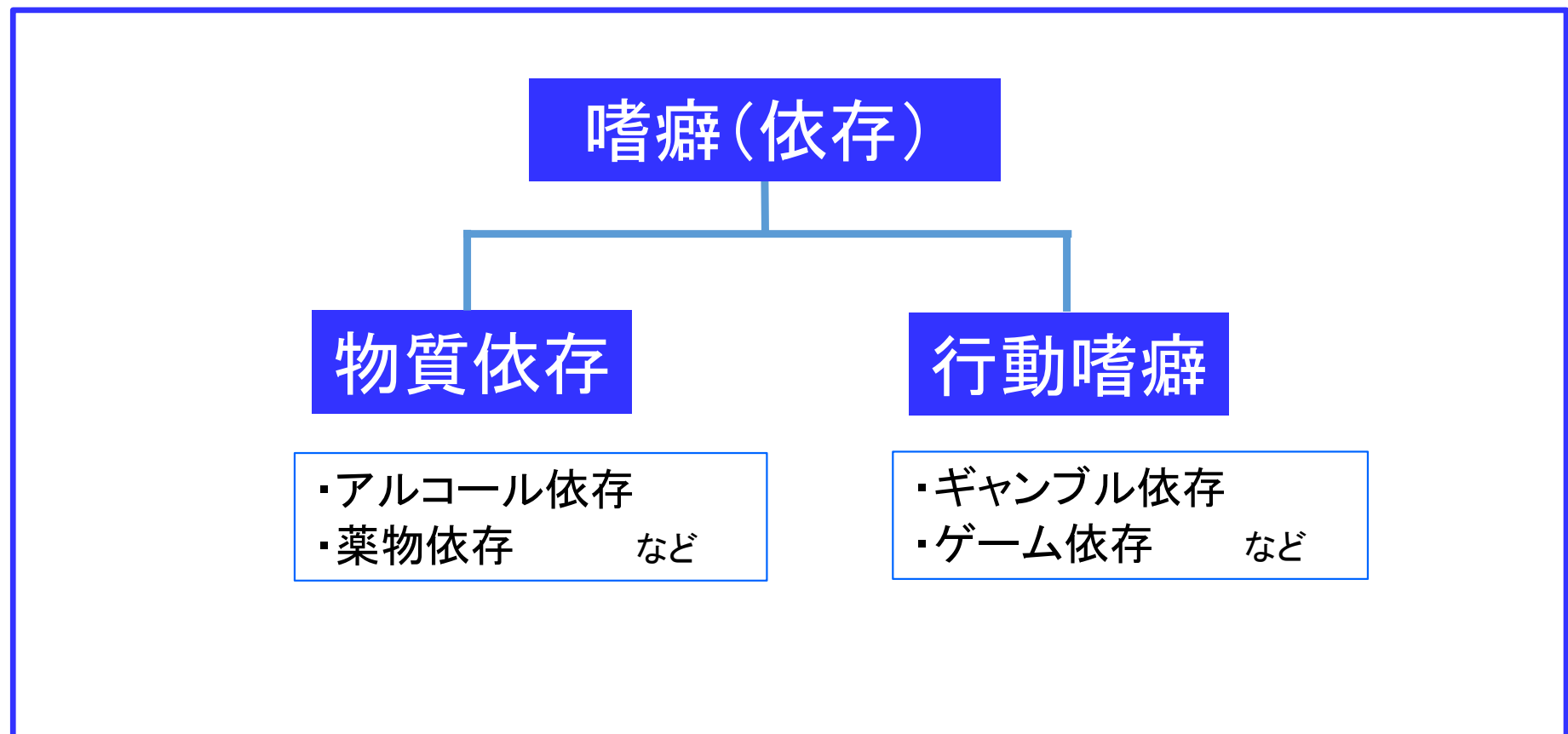
- ・ アルコール依存症その他の多量の飲酒、未成年者の飲酒、妊婦の飲酒等の不適切な飲酒の影響による心身の健康障害

依存症の定義と種類

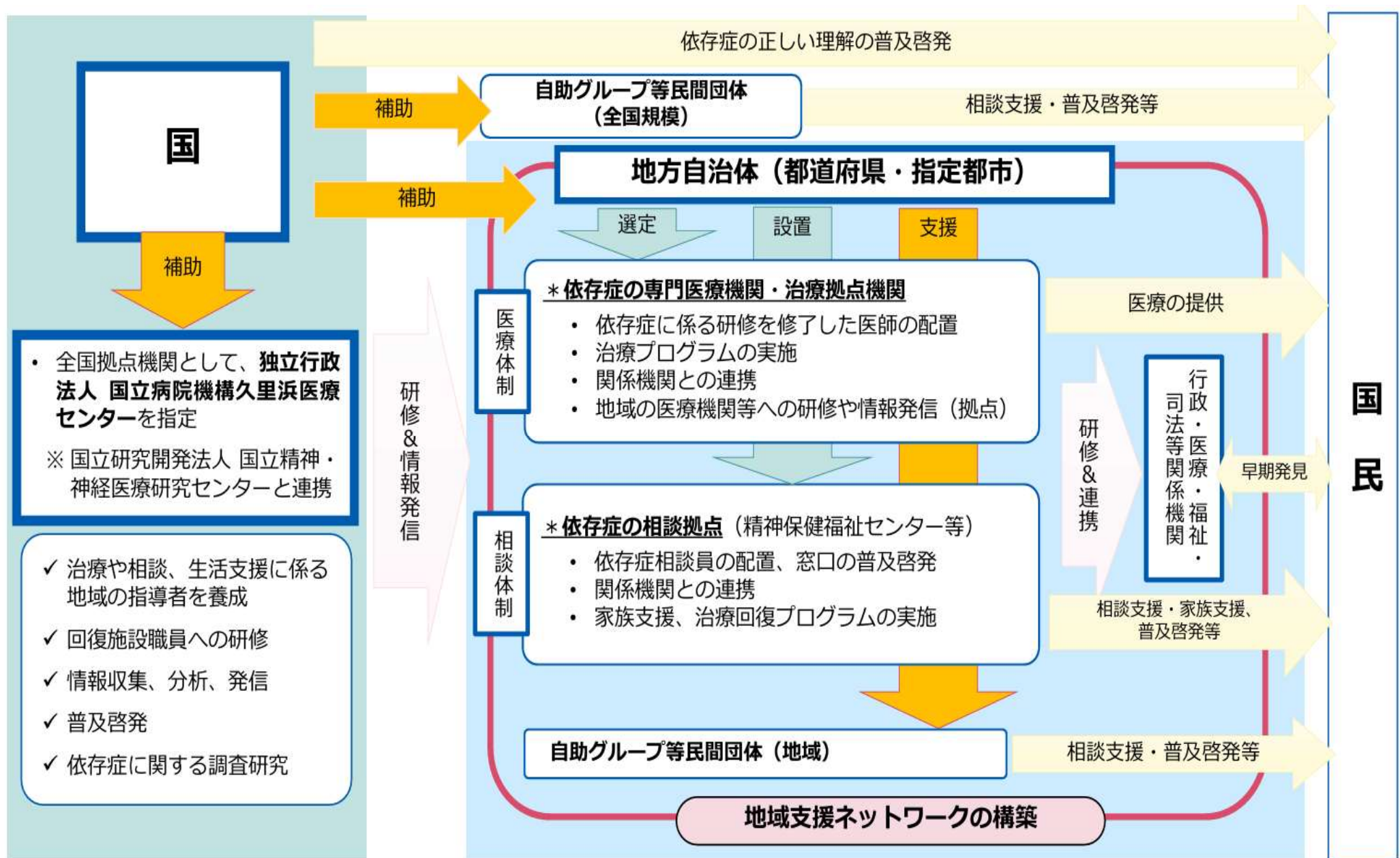
1 依存症の定義

特定の物質や行為・過程に対して、やめたくても、やめられない、
ほどほどにできない状態

2 依存症の種類



依存症対策の全体像



依存症の推計値（全国）

○アルコール依存症の推計値

（過去1年間）：約57万人

（生涯経験）：約107万人

厚生労働科学研究「WHO世界戦略を踏まえたアルコールの有害使用対策に関する総合的研究 2013～2015年度」より

○ギャンブル等依存が疑われる者の推計値

（過去1年間）：約70万人

（生涯経験）：約320万人

障害者対策総合研究開発事業（国立研究開発法人日本医療研究開発機構）「ギャンブル障害の疫学調査、生物学的評価、医療・福祉・社会的支援のありかたについての研究 2016～2018年度」より

依存症患者数(全国・京都府)の推移

(人)

全 国		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
アルコール 依存症	外来患者数	106,750	107,912	109,323	111,102
	入院患者数	27,510	26,020	25,435	25,729
薬 物 依存症	外来患者数	14,028	14,022	14,305	14,755
	入院患者数	2,924	2,811	2,611	2,882
ギャンブル等 依存症	外来患者数	4,064	3,829	4,514	5,458
	入院患者数	364	295	351	481

京 都 府		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
アルコール 依存症	外来患者数	2,051	2,102	2,129	2,156
	入院患者数	401	369	403	438
薬 物 依存症	外来患者数	351	370	344	331
	入院患者数	50	43	40	48
ギャンブル等 依存症	外来患者数	79	88	102	118
	入院患者数	※(0～9)	※(0～9)	※(0～9)	※(0～9)

※外来患者数: 1回以上、精神科を受診した者の数

※1年間に外来受診と精神病床入院の両方に該当した同一患者は、上記の外来と入院の両方の数に計上

※患者数が0～9人の場合は特定数の表示が不可→「0～9」と表記

出典: 精神保健福祉資料

京都府精神保健福祉総合センターにおける相談実績

電話相談・面接相談ともに延べ件数

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
アルコール	電話相談	39	21	42	57	45
	面接相談	11	35	36	29	42
薬 物	電話相談	13	8	16	8	12
	面接相談	48	46	38	62	72
ギャンブル等	電話相談	27	23	24	35	45
	面接相談	3	37	52	51	68

出典：京都府精神保健福祉総合センター所報

依存症等対策に関する国の動向

時 期	国 の 動 向
平成28(2016)年5月31日	「アルコール健康障害対策推進基本計画」閣議決定 ⇒平成29(2017)年3月「京都府アルコール健康障害対策推進計画」策定
平成28(2016)年12月	IR推進法附帯決議 ⇒ギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議設置
平成29(2017)年12月15日	「再犯防止推進計画」閣議決定
平成30(2018)年8月3日	「第五次薬物乱用防止五か年戦略」薬物乱用対策推進会議決定
平成30(2018)年10月5日	「ギャンブル等依存症対策基本法」施行 (第13条に都道府県計画の策定の努力義務規定)
平成31(2019)年4月19日	「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」閣議決定
令和2(2020)年2月6日	「ゲーム依存症対策関係者連絡会議」を厚生労働省が開催
令和3(2021)年3月26日	第2回「ゲーム依存症対策関係者連絡会議」開催
令和3(2021)年10月1日～	IR整備法の区域整備計画の認定申請
令和5(2023)年4月14日	「大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画」の認定
令和5(2023)年8月8日	「第六次薬物防止五か年戦略」薬物乱用対策推進会議決定
令和7(2025)年3月21日	「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」変更閣議決定
令和7(2025)年9月25日	「ギャンブル等依存症対策基本法」改正施行
令和8(2026)年3月21日	第3期「アルコール健康障害対策推進基本計画」閣議決定

アルコール健康障害に係る相談拠点・専門医療機関

・相談拠点は67自治体、専門医療機関は62自治体（治療拠点機関53自治体）で設置（R7.3月末時点）

都道府県	相談拠点	医療機関	拠点
北海道	○保	○	○
青森県	○	○	
岩手県	○	○	
宮城県	○保	○	○
秋田県	○保	○	○
山形県	○	○	
福島県	○	○	
茨城県	○	○	○
栃木県	○	○	○
群馬県	○	○	○
埼玉県	○	○	○
千葉県	○	○	○
東京都	○	○	○
神奈川県	○	○	○
新潟県	○	○	○
富山県	○	○	○
石川県	○	○	○
福井県	○	○	○
山梨県	○	○	○
長野県	○	○	○
岐阜県	○医	○	○
静岡県	○	○	○
愛知県	○保	○	○
三重県	○保	○	○

都道府県	相談拠点	医療機関	拠点
滋賀県	○保	○	○
京都府	○	○	
大阪府	○保	○	○
兵庫県	○	○	○
奈良県	保	○	
和歌山県	○	○	○
鳥取県	○保医	○	○
島根県	保	○	○
岡山県	○	○	○
広島県	保	○	○
山口県	○	○	○
徳島県	○	○	○
香川県	○	○	○
愛媛県	○	○	○
高知県	○	○	
福岡県	○	○	○
佐賀県	○医	○	○
長崎県	○	○	○
熊本県	○	○	○
大分県	○	○	○
宮崎県	○	○	○
鹿児島県	○	○	○
沖縄県	○	○	○
設置都道府県数	47	47	40

政令市	相談拠点	医療機関	拠点
札幌市	○	○	○
仙台市	○区	○	○
さいたま市	○	○	○
千葉市	○		
横浜市	○	○	○
川崎市	○		
相模原市	○	○	○
新潟市	○	○	○
静岡市	○		
浜松市	○		
名古屋市	○	○	○
京都市	○	○	
大阪市	○	○	○
堺市	○	○	○
神戸市	○	○	○
岡山市	○	○	○
広島市	○		
北九州市	区	○	
福岡市	○	○	○
熊本市	○	○	○
設置政令市数	20	15	13
	相談拠点	医療機関	拠点
計	67	62	53

※相談拠点の○は精神保健福祉センター、保は保健所、医は医療機関、区は区役所

※医療機関＝専門的な医療を提供する依存症専門機関 ※拠点＝依存症に係る研修や情報発信等を行う治療拠点

薬物依存症に係る相談拠点・専門医療機関

・相談拠点は67自治体、専門医療機関は54自治体（治療拠点機関42自治体）で設置（R7.3月末時点）

都道府県	相談拠点	医療機関	拠点
北海道	○保	○	○
青森県	○	○	
岩手県	○	○	
宮城県	○	○	○
秋田県	○	○	○
山形県	○	○	
福島県	○		
茨城県	○	○	○
栃木県	○	○	○
群馬県	○	○	○
埼玉県	○	○	○
千葉県	○		
東京都	○	○	○
神奈川県	○	○	○
新潟県	○	○	○
富山県	○	○	○
石川県	○	○	○
福井県	○		
山梨県	○	○	
長野県	○	○	○
岐阜県	○医	○	○
静岡県	○	○	○
愛知県	○	○	○
三重県	○保	○	○
滋賀県	○保	○	○

都道府県	相談拠点	医療機関	拠点
京都府	○	○	
大阪府	○保	○	○
兵庫県	○	○	○
奈良県	○保		
和歌山県	○		
鳥取県	○保医	○	○
島根県	○	○	
岡山県	○	○	○
広島県	○	○	○
山口県	○	○	○
徳島県	○	○	○
香川県	○	○	○
愛媛県	○	○	
高知県	○		
福岡県	○	○	○
佐賀県	○医	○	○
長崎県	○	○	
熊本県	○	○	○
大分県	○		
宮崎県	○	○	○
鹿児島県	○	○	○
沖縄県	○	○	
設置都道府県数	47	40	31

政令市	相談拠点	医療機関	拠点
札幌市	○	○	○
仙台市	○	○	○
さいたま市	○	○	○
千葉市	○		
横浜市	○	○	○
川崎市	○		
相模原市	○	○	○
新潟市	○	○	
静岡市	○		
浜松市	○		
名古屋市	○	○	○
京都市	○	○	
大阪市	○	○	○
堺市	○	○	○
神戸市	○	○	○
岡山市	○	○	○
広島市	○		
北九州市	○		
福岡市	○	○	
熊本市	○	○	○
設置政令市数	20	14	11

	相談拠点	医療機関	拠点
計	67	54	42

※相談拠点の○は精神保健福祉センター、保は保健所、医は医療機関

※医療機関＝専門的な医療を提供する依存症専門機関 ※拠点＝依存症に係る研修や情報発信等を行う治療拠点

ギャンブル等依存症に係る相談拠点・専門医療機関

・相談拠点は67自治体、専門医療機関は55自治体（治療拠点機関43自治体）で設置（R5.3月12日時点）

都道府県	相談拠点	医療機関	拠点
北海道	○保	○	○
青森県	○	○	
岩手県	○	○	
宮城県	○	○	○
秋田県	○保	○	○
山形県	○	○	
福島県	○	○	
茨城県	○	○	○
栃木県	○	○	○
群馬県	○		
埼玉県	○	○	○
千葉県	○	○	○
東京都	○	○	○
神奈川県	○	○	○
新潟県	○	○	○
富山県	○	○	○
石川県	○	○	○
福井県	○	○	
山梨県	○	○	
長野県	○	○	○
岐阜県	○医	○	○
静岡県	○	○	○
愛知県	○	○	○
三重県	○保	○	○
滋賀県	○保	○	○

都道府県	相談拠点	医療機関	拠点
京都府	○	○	
大阪府	○保	○	○
兵庫県	○	○	○
奈良県	○		
和歌山県	○	○	○
鳥取県	○保医	○	○
島根県	○	○	○
岡山県	○	○	○
広島県	○	○	○
山口県	○	○	○
徳島県	○	○	○
香川県	○	○	○
愛媛県	○	○	○
高知県	○	○	
福岡県	○	○	○
佐賀県	○医	○	○
長崎県	○	○	○
熊本県	○	○	○
大分県	○		
宮崎県	○	○	○
鹿児島県	○	○	○
沖縄県	○	○	
設置都道府県数	47	44	35

政令市	相談拠点	医療機関	拠点
札幌市	○	○	○
仙台市	○	○	○
さいたま市	○	○	○
千葉市	○		
横浜市	○	○	○
川崎市	○		
相模原市	○	○	○
新潟市	○	○	
静岡市	○		
浜松市	○		
名古屋市	○	○	○
京都市	○	○	
大阪市	○	○	○
堺市	○	○	○
神戸市	○	○	○
岡山市	○	○	○
広島市	○		
北九州市	○	○	
福岡市	○	○	
熊本市	○	○	○
設置政令市数	20	15	11

	相談拠点	医療機関	拠点
合計	67	59	46

※相談拠点の○は精神保健福祉センター、保は保健所、医は医療機関

※医療機関＝専門的な医療を提供する依存症専門機関 ※拠点＝依存症に係る研修や情報発信等を行う治療拠点

京都府の依存症等対策のこれまでの取組 ①

京都府アルコール健康障害対策推進計画(H29.3)に基づく主な取組（発生予防・進行予防・再発予防）

<共通 ※薬物、ギャンブル等含む>

- 依存症専門医療機関の選定
 - ・いわくら病院・洛南病院・安東医院
 - ・ひろこ心の診療所・京都大学医学部附属病院
- 依存症相談拠点機関の設置
 - ・京都府：京都府精神保健福祉総合センター
 - ・京都市：京都市こころの健康増進センター
- 依存症セミナー（一般府民が対象 年間6回開催）
- 「依存症は回復する病気です」ポスター啓発等



<アルコール健康障害>

- 高校3年生等を対象に府内学校等関係機関に啓発マンガを配付
- 関係機関を一覧化した相談機関マップの作成・配布
- 自助グループ・支援団体と連携した啓発、相談等の実施等

京都府の依存症等対策のこれまでの取組 ②

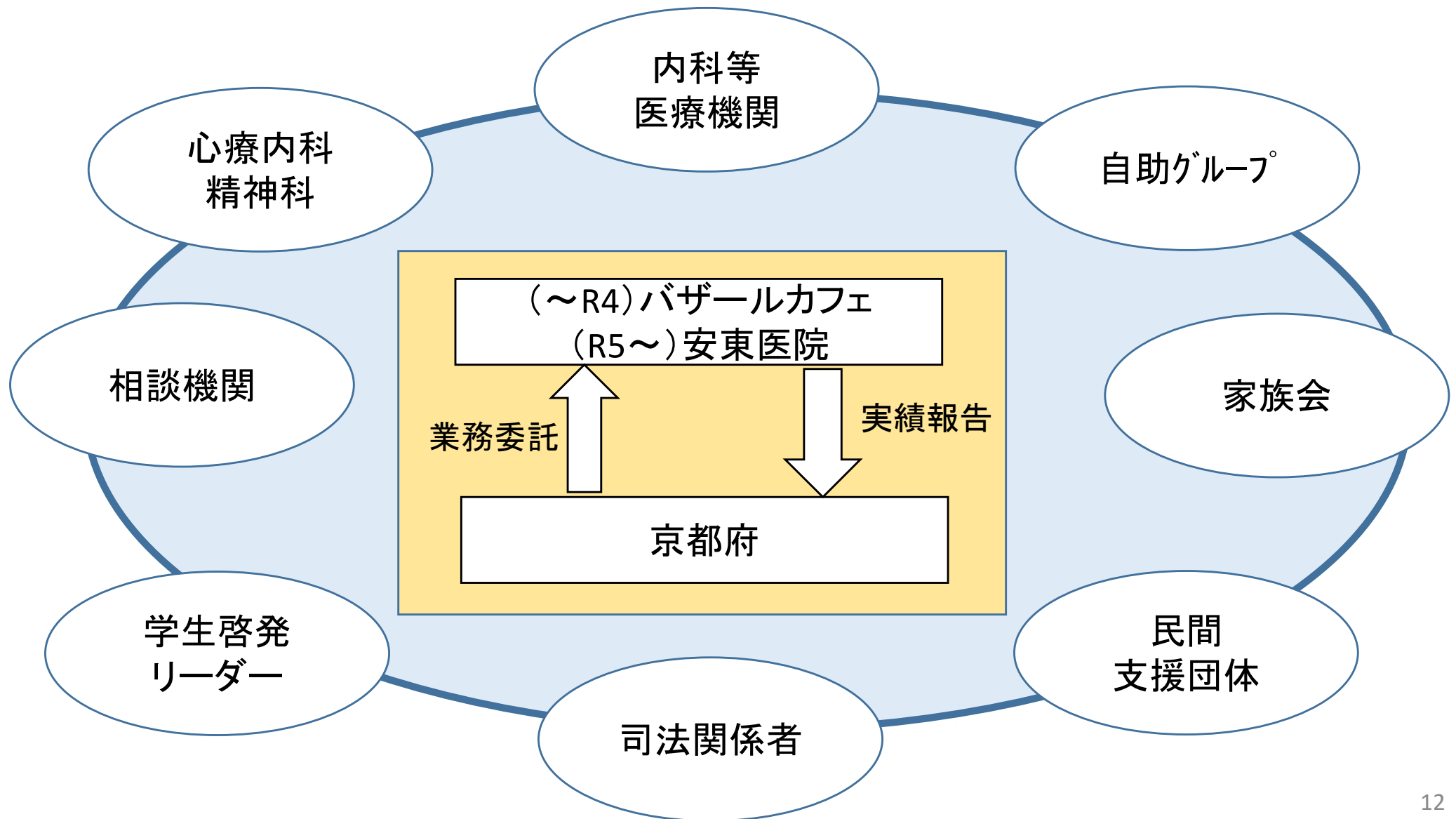
薬物乱用対策推進本部等の主な取組 (未然防止・再乱用防止・取締等)

<薬 物>

- きょうと薬物乱用防止行動府民会議
- 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動
- 学生啓発リーダー、学生ボランティア
- 「きょうと一薬物をやめたい人ーのホットライン」運営
- 移動相談、家族相談事業
- 関係機関と連携した取締の強化 等

京都府の依存症等対策のこれまでの取組 ③

地域連携による依存症早期発見・早期対応・継続支援事業



京都府の依存症等対策のこれまでの取組 ④

令和3年度～

<ギャンブル等依存症>

- ・セミナー「ギャンブル依存症のタイプ別支え方」
 - 〃 「弁護士からみたギャンブル依存」
 - 〃 「ギャンブル依存と法律問題」

<アルコール健康障害>

- ・学生啓発リーダーの養成

依存症等対策の課題

- 地域で適切な相談・治療・支援が切れ目なく早期に提供できる体制の構築
- 依存症等への府民理解の促進
- 分野ごとの対策強化とともに、各分野間の連携した取組の推進
- 社会情勢の変化への対応
- 行政・医療・福祉・教育・事業者・司法・消費生活・自助グループ・支援団体等の協力体制づくり

⇒自助グループなど関係団体と連携し、総合的かつ計画的に依存症等対策を進めていく必要

京都府依存症等対策推進計画の改定スケジュール

時 期	検 討 の 状 況（予定）
令和8年	
7月30日	第1回推進会議・部会合同会議
8月～9月	中間案検討 （各部会⇔推進会議）
12月	12月議会報告（中間案） パブリックコメント
1月	最終案検討 （各部会⇔推進会議）
2月	2月議会報告（最終案）
3月	改定後の計画策定・公表
令和9年度	
4月	計画期間開始